

## 会津若松市道路占用料等条例 新旧対照表

【改正案】				【現 行】						
<p><b>附 則</b>                      1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。                      2 改正後の会津若松市道路占用料等条例の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用の期間に係る占用料について適用し、同日前の道路の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。</p>										
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	占用料		法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	占用料				
		単位	金額			単位	金額			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420円			
	第2種電柱		730円		第2種電柱		650円			
	第3種電柱		990円		第3種電柱		880円			
	第1種電話柱		430円		第1種電話柱		380円			
	第2種電話柱		680円		第2種電話柱		610円			
	第3種電話柱		940円		第3種電話柱		830円			
	その他の柱類		43円		その他の柱類		38円			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円			
	地下電線その他地下に設ける線類		3円		地下電線その他地下に設ける線類		2円			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円			
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230円			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760円			
	郵便差出箱		360円		郵便差出箱		320円			
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円			
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760円			
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		18円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			26円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円			
	外径が1メートル以上のもの		510円		外径が1メートル以上のもの		450円			
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自の地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自の地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2円		
		その他のもの		9円			その他のもの		8円	
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	その他のもの	上空に設けるもの	1本につき1年	680円	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	その他のもの	上空に設けるもの	1本につき1年	610円
				占用面積1平方メートルにつき1年	430円				占用面積1平方メートルにつき1年	380円
				地下に設けるもの	260円				地下に設けるもの	230円
	その他のもの			850円	その他のもの			760円		
	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	850円	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	760円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額				階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額				階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		430円	上空に設ける通路		480円				
	地下に設ける通路		260円	地下に設ける通路		290円				

	その他のもの			850円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		9円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		87円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円	
	標識		1本につき1年	680円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		9円
		その他のもの	1本につき1月		87円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		9円
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月		87円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		870円	
	その他のもの			430円	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		850円	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		87円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85円	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年		Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額	

備考 略

	その他のもの			760円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		10円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		96円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円	
	標識		1本につき1年	610円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		10円
		その他のもの	1本につき1月		96円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		10円
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月		96円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		960円	
	その他のもの			480円	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		760円	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		96円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76円	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年		Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.013を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.013を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額	

備考 略